

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

Pick Up!!

## 防犯一口メモ 空き巣から自宅を守ろう

行楽日和が続く秋は、家を留守にすることが多くなります。また、窓やドアを開放しがちになり、日の入りも早くなるため、空き巣が増える季節でもあります。被害に遭わないために、防犯意識を高めましょう。

### 1. 玄関の防犯対策

空き巣被害にあった家の多くが無施錠でした。外出時はもちろんのこと、少しでも家を空けるときには、必ず窓やドアの鍵をかけるようにしましょう。また、夜は玄関の外の電気を点けておくなど、真っ暗にしないよう工夫することも効果的です。

### 2. 窓の防犯対策

空き巣の侵入手口で常に上位にあるのが、「ガラス破り」です。窓の鍵がかかっているにもかかわらず、侵入されてしまう恐れがあります。補助錠を窓上部に取り付ける、防犯フィルムをつけるなど、簡単に侵入されないように対策しましょう。

### 3. 空き巣が嫌がる環境づくり

空き巣は人の目につくことを非常に嫌がります。日ごろ、近所で見たことのない人を見かけたら、あいさつなど声かけをすることで十分効果があります。また、高い塀や植え込みで囲まれている家は、人の目につかないので狙われやすくなります。植え込みを短く刈り込むなどして対策しましょう。

問地域協働・安全課 ☎ 983・2701

## 子犬・子ねこの里親探し

問 11月26日(日)午後2時

場 伊東市役所

里子提供者 ▼ 生後45日〜4カ月の子犬・子ねこに限定 ▼ 11月12日(日)〜18日(土)に、田方獣医師会会員の協定動物病院で申し込みおよび健康診断(無料・要認印)を済ませて、当日会場に連れてきてください ▼ 会場受付: 午後1時30分〜2時

里親希望者 ▼ 当日午後2時説明会 ▼ 子どもは保護者同伴 ▼ 認印持参

問 三島動物病院 ☎ 972・2210

問 環境政策課 ☎ 983・2646

## 社会保険料控除証明書は年末調整・確定申告まで保管を

国民年金保険料は、所得税・

住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。

控除対象 平成29年1月1日〜12月31日に納付した保険料

控除証明書の発送 平成29年1月1日〜9月30日に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、11月に発送されます。 ※10月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付した人には、平成30年2月に発送

社会保険料控除には 送付された控除証明書(納付したことを証明する書類)の添付が必要です。年末調整や、確定申告を行うまで保管してください。

家族分を納付した場合 支払った人の社会保険料控除に加えることができます。家族に送

られた控除証明書を添付して申告してください。

問 年金加入者ダイヤル ☎ 0570・003・004

※平成30年3月15日(木)までの月曜〜金曜日午前8時30分〜午後7時、第2土曜日午前9時〜午後5時(祝日および12月29日(金)〜平成30年1月3日(水)を除く)

国民年金保険料の後納制度 過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成30年9月まで実施されています。

問 ①20〜59歳で、5年以内に納め忘れの期間(免除以外)がある

人②60〜64歳で、①の期間のほかに任意加入中に納め忘れの期間がある人③65歳以上で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人など ※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている人は対象外

申・問 保険年金課 ☎ 983・2606

申・問 三島年金事務所 ☎ 973・1166

シニアクラブ三島 日用品バザー

時 11月17日(金)

午前10時〜午後0時30分

場 社会福祉会館4階大会議室 問 長寿介護課 ☎ 983・2607

10月1日から水道料金改定 問 水道課 ☎ 983・2657



記念日に花を贈ろう〜11月22日は「いい夫婦の日」〜 普段伝えられない思いや気

持ちを花束に込めて、大切なパートナーに贈りませんか。

情報

法務局などでお早めに、手続きをお願いします  
**固定資産税の基準日は毎年1月1日です**

**固定資産税の課税の基準日を知っていますか**

土地や家屋、償却資産などに課税される固定資産税は、毎年1月1日時点での所有者に対して、翌年度課税されます。

平成29年中に相続や売買による所有権の移転、家屋の取り壊しなどがあった場合、法務局での所有権移転登記、滅失登記などの速やかなお手続きをお願いいたします。

**こんな場合は直接、資産税課までお知らせください**

- ①課税対象の未登記家屋（登記していない家屋）を取り壊した場合
- ②課税対象の未登記家屋を相続・売買した場合
- ③年内に登記してある家屋を取り壊すが、滅失登記まで時間がかかる場合 など

**該当する住宅改修を行うと  
 固定資産税が減額になる場合があります**

改修を行った家屋について、平成30年度の家屋の固定資産税が減額となる場合があります。

**対象** 住宅のみ※原則改修後3カ月以内に要申請  
**対象となる改修** 平成29年中に実施した住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修  
 ※平成29年より前に行った改修は対象外。対象となる要件や申請に必要な書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。ご不明な点は、お問い合わせください。

**皆さんへのお願いです**

1月1日時点での現況を正しく課税情報に反映するために、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 資産税課 ☎ 983・2758

情報

よりよい情報発信を目指して  
**広報みしまのご案内**

市では、「広報みしま」の配布を、自治会（町内会）を通じて各世帯に配布しています。また、公共施設などにも配架していますので、自治会（町内会）に未加入の場合は、お近くの施設にとりに行ってください。

- 以下の媒体からも広報みしまを見ることができます
- パソコン：市ホームページからPDFデータ
  - アプリ：マチイロ（旧i広報紙）
  - 電子ブック：マチイロ（旧i広報紙）、静岡イーブックス

**回覧板を随時配布しています（無料）**

各町内会・自治会などで使用する回覧板を配布しています。必要部数を配布しますので、直接広報広聴課までお越しください。※不要な回覧板は、金具やビニールがついたままでも、ミックス古紙としてごみに出せます。各町内会・自治会で処分をお願いします。

**回覧板配布場所** 広報広聴課（市役所本館2階）

問合せ 広報広聴課 ☎ 983・2620

情報

三島市×刀剣乱舞-ONLINE-  
**コラボレーション企画**

■昨年度に引き続き、今年度もPCブラウザ＆スマホ向けゲーム「刀剣乱舞-ONLINE-」とのコラボレーション企画の実施が決定しました。来年1月7日（日）より開催の佐野美術館展覧会「上杉家の名刀と三十五腰」にあわせ、様々なコラボ企画を実施予定です。詳細は広報みしま12月1日号で告知します。続報をお待ちください。

問文化振興課 ☎ 983・2756



©2015-2018DMM GAMES/Nitroplus

